

平成29年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成29年4月28日（金） 午前10時04分から午前11時05分まで
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 大会議室
出席委員	教育長 山下 由行 教育長職務代理者 山田 喜一郎 委員 藤田 正実 委員 今井 智一 委員 松山 顕子
事務局出席者	次長（管理担当） 平井 茂治 次長（指導担当） 保井 晴美 次長（人権教育担当） 中井 康隆 次長（学校教育担当） 中村 康春 保育幼稚園課長 田中 俊之 教育総務課長 山寄 吉未 教育総務課長（教育環境整備担当） 伴 統子 学校教育課長 岡根 富美代 社会教育課長 奥田 邦彦 甲南公民館長（公民館統括担当） 藤村 貞夫 文化スポーツ振興課長 古谷 淳子 人権推進課長 地平 勝弥 歴史文化財課参事 米田 実 教育総務課長補佐（総務企画担当） 林 英明 教育総務課総務企画係長 曾我 めぐみ

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成29年第4回教育委員会（臨時会）会議録の承認
- (2) 平成29年第5回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
- (2) 平成29年度甲賀市教育委員会事務局組織体制について
- (3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について
- (4) (仮称)甲賀市西部学校給食センター建設予定地について

3. 協議事項

- (1) 議案第48号 甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定
について
- (2) 議案第49号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第3号 甲賀市学校給食センター運営委員会
委員の解嘱について)
- (3) 議案第50号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第4号 甲賀市立小中学校における学校医・
歯科医・薬剤師の委嘱について)
- (4) 議案第51号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市立学校評議員の委嘱について)
- (5) 議案第52号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱に
ついて)
- (6) 議案第53号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市立幼稚園における園医等の委

嘱について)

(7) 議案第54号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第8号 甲賀市人権教育推進委員会委員の解
嘱について)

(8) 議案第55号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第9号 甲賀市人権教育推進委員会委員の委
嘱について)

(9) 議案第56号 甲賀市教育支援プロジェクト会議設置要綱の制定につ
いて

(10) 議案第57号 佐山学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱につ
いて

4. その他、連絡事項など

(1) 平成29年第8回(5月定例)教育委員会について

(2) 平成29年第6回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

[開会 午前10時04分]

管理担当次長 それでは、平成29年第7回甲賀市教育委員会定例会を開催させて
いただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立
願います。

(一同 市民憲章唱和)

管理担当次長 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、山下教育長からご挨拶をいただきまして、議事の進行を
お願いいたします。

教育長 皆さん、おはようございます。若葉が目によさしく語りかけ、窓を
開けてみますと、吹く風もさわやかな季節となりました。大型連休を
直前に控え何かとお忙しい中、第7回教育委員会定例会にご出席を賜

り誠にありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

心配された北朝鮮弾道ミサイルに関するトラブルも今のところなく、中学校の修学旅行も無事進んでおりますことに少し胸をなでおろしているところでございます。今の混乱状態が心配される状況に進展していかないことを切に願うところであります。こんなにも国際情勢が教育現場に影響を及ぼすことは今までにはなかったように思います。市の教育委員会では及ばない大きな課題でございますが、それだけに今後のことも含め、危機対応をいかにしていけば良いかについては考えなければならないと思っています。

今の国際情勢をみてみますと、「目には目を」という考え方が進んでいきそうで、不安ばかりが大きく膨らんでいる感じがいたします。

インドの独立の父といわれた非暴力の指導者、マハトマ・ガンジーさんは、「憎しみには憎しみで、暴力には暴力で応じるのはやめましょう。悪に対して善で報いるには、根気の良い努力が必要です。しかし、何事にも不可能ということはありません。もしインドが暴力で独立を達成するなら、インドは私の誇りとする国ではなくなるでしょう。」そのような言葉を残されています。

私たちは今の状況にどのように対処するのか。どうか武力解決ではなくて、交渉による解決の道を、是非選んで欲しいと切に願うところでございます。

話は変わりますが、皆様ご存知のように、去る、3月31日に文部科学省より次期学習指導要領が告示されました。いよいよ現実のものとなってきましたが、幼稚園は来年度から、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施となります。

今年度は、その周知徹底の期間であるとされております。学ぶ内容といたしましては、小学校の3・4年から外国語活動が、5・6年では教科としての外国語が導入されますし、プログラミング教育を含む情報活用能力を育成することが求められています。また、道徳は特別

な教科として位置づけられ、評価も必要となってきます。さらに、どのように学ぶのか、学び方に関しましても主体的、対話的で深い学びとなるよう、学習過程を改善することが求められています。いわゆる、アクティブラーニングといわれている学び方が求められているわけですが、これはまさに今、甲賀市で進めております、こうか授業術「5箇条」と同じねらいを持っていますので、さらに現在の研究を深めながら、実践を進めていきたいと思っております。今年度は、市内教職員が次期学習指導要領の目指すものをしっかりと把握し、何をしていたかなければならないのかを理解し、十分な準備ができるよう各学校での指導を進めていかなければならないと思っております。特に、学校教育課を中心として、具体的な対応をお願いしたいと思っております。

話は変わりますが、本日の午後、伊賀・甲賀の忍者と、信楽焼を含む六古窯が日本遺産に認定される予定であるという嬉しいニュースがございます。忍者も信楽焼も、甲賀市を代表する文化遺産でございますし、また、市をアピールする大切なものでありますので、大変嬉しい知らせでございます。今後、担当課の皆さんには、大変忙しい思いをしていただくことになりそうですが、十分準備をしていただき、外部からの問い合わせに対応できるようお願いしたいと思います。また、教育委員会で働く他の課の職員にも、日本遺産に関する情報が共有されますよう、是非工夫をお願いしたいと思います。

4月23日の日曜日に、新庁舎の開庁式典が執り行われ、職員の皆さんには多数運営にあたっていただきご苦労様でした。また、教育委員の皆様方にも出席いただき本当にありがとうございました。当日は、午前、午後合わせまして、2,000人近くの方に内覧いただくことができました。本当にすばらしい庁舎が完成いたしました。教育委員会が入る4階を見ましたが、非常に広い執務スペースや、協議のためのスペースが確保されてありました。私たちが移動するのは、来年の2月であるとされておりますが、これを機会に仕事にいつそう励み、市民の期待に応えるよう、業務遂行をしていかなければなりません。

新しい庁舎完成に相応しく、フレッシュな雰囲気です。明るく元気に、市民への対応をしていただくよう心がけていただきたいと思います。思っております。

教育長 それでは、次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）平成29年第4回教育委員会（臨時会）会議録の承認について、資料1でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、ただ今の（1）平成29年第4回教育委員会（臨時会）会議録の承認につきましては、原案のとおり承認することとします。

教育長 続きまして、（2）平成29年第5回教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料2でございます。会議録については、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、ただ今の（2）平成29年第5回教育委員会（定例会）会議録の承認につきましては、原案のとおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）4月教育長教育行政報告を資料3に基づき、以下の4件について報告いたします。

1件目は、4月10日（月）に執り行われました土山小学校の入学式に出席いたしました。山内地域の児童、鮎河地域の児童を含め23名の新入生を迎え、全校181名の新学期がスタートし、土山地域の児童とともに新しい歴史を刻んでいくことになりました。子ども達が仲良く力強く成長していってくれるよう、教育委員会といたしましても教育環境の整備に力を尽くしていかなければならないと思つた次

第でございます。

2件目は、4月17日（月）及び24日（月）に開催いたしました本年度第1回目の市内小中学校の校長会・教頭会についてでございます。会議の冒頭、私から訓示を行いました。年度当初の児童生徒の変化に敏感であること、特に不登校に対する組織的な取り組みを行うこと、学力向上・学習習慣定着のための継続した取り組み、また、今後導入されるICTの有効な活用、あるいは課題となっております超過勤務の縮減の取り組みなど、管理職がそれぞれの学校の課題をしっかり把握し、積極的に働きかけるよう指示をしたところでございます。また、甲賀市教職員の基本的な姿勢として、「学び続ける教職員」であって欲しいと述べました。

3件目は、4月19日（水）を皮切りに市内各町で開催されました地域区長会についてでございます。教育委員会といたしましては、幼保・小中学校再編検討協議会の進め方についての説明と、再編検討協議会の現在の開催状況について報告をいたしましたとともに、さらに多くの地域で検討協議会を立ち上げていただき、再編の是非を含めて検討いただくようお願いをしたところでございます。また、甲賀市史8巻が刊行したことを改めて報告し、個人または地域でご購入いただくようお願いをさせていただいたところでございます。

4件目は、昨日大阪の守口市で開催されました近畿都市教育長協議会定期総会についてでございます。近畿107市の教育長で構成されている協議会ではありますが、議事後、文部科学省より行政説明があり、今年度の文部科学省の重点施策や新学習指導要領についての説明を受けました。講演では「防災教育を再び問い直す」という演題で、今いかに私たちが取り組むべきかについて示唆をいただいたところでございます。

以上行政報告とします。

教育長

ただ今の（1）4月教育長教育行政報告について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(1) 4月教育長教育行政報告については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 次に、(2)平成29年度甲賀市教育委員会事務局組織体制について、資料4に基づき説明をお願いします。

管理担当次長 それでは、(2)平成29年度甲賀市教育委員会事務局組織体制について、資料4に基づき報告させていただきます。

(以下、資料4により報告)

教育長 ただ今の(2)平成29年度甲賀市教育委員会事務局組織体制について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(2)平成29年度甲賀市教育委員会事務局組織体制については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 次に、(3)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告について、資料5に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(3)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告について、資料5に基づき報告させていただきます。

(以下、資料5により報告)

教育長 ただ今の(3)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(3)甲賀市幼保・小中学校再編計画(基本計画)状況報告については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 次に、(4)(仮称)甲賀市西部学校給食センター建設予定地について資料6に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(4)(仮称)甲賀市西部学校給食センター建設予定地につ

いて、資料6に基づき報告させていただきます。

(以下、資料6により報告)

教育長 　ただ今の(4)(仮称)甲賀市西部学校給食センター建設予定地について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 　特にご意見、ご質問等ございませんので、(4)(仮称)甲賀市西部学校給食センター建設予定地については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 　続きまして、3. 協議事項に移らせていただきます。

(1) 議案第48号甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、資料7に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) 　それでは(1) 議案第48号甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、資料7に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

教育長 　ただ今の(1) 議案第48号甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 　特にご意見、ご質問等ございませんので、(1) 議案第48号甲賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することとします。

教育長 　次に、(2) 議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第3号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)、資料8に基づき説明をお願いします。

教育総務課長 　それでは、(2) 議案第49号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第3号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)、資料8に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料8により説明)

教育長 　ただ今の（２）議案第４９号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（全委員　質問等なし）

教育長 　特にご意見、ご質問等ございませんので、（２）議案第４９号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）は、原案のとおり承認することとします。

教育長 　次に、（３）議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について）、資料９に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 　それでは、（３）議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について）、資料９に基づき提案理由を申し上げます。

（以下、資料９により説明）

教育長 　ただ今の（３）議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について）、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

教育長職務代理者 　この学校医等は、１年交代なのでしょうか。地区で交代されているのでしょうか。その地域の医師会の会長が交代で選出されているのですか。

学校教育課長 　医師につきましては、地域保健事業調整会議にて校医を決めていただいております。また、薬剤師につきましては、甲賀湖南薬剤師会が指定をされますので、その報告によって決めさせていただいております。

教育長 　それぞれの会議で決めていただいているとのことです。

他にご意見、ご質問等ございませんので、（３）議案第５０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市立小中学

校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について)は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、(4)議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市立学校評議員の委嘱について)、資料10に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(4)議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市立学校評議員の委嘱について)、資料10に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料10により説明)

教育長 ただ今の(4)議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市立学校評議員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(4)議案第51号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市立学校評議員の委嘱について)は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、(5)議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について)、資料11に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、(5)議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について)、資料11に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料11により説明)

教育長 ただ今の(5)議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 支援委員会委員の役割について、内容を教えてください。

学校教育課長 特別な支援が必要な幼児または生徒に対する就学支援の適性を図るという目的で、就学前からの子どもの教育相談や、就学後の一環とし

た教育支援を行っていただいております。

教育長 支援学級に入級するかどうかなど、一定の話し合いや調査も含めて、協議いただく機関であるということによろしいでしょうか。

学校教育課長 はい。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんので、(5) 議案第52号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱について)は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、(6) 議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市立幼稚園における園医等の委嘱について)、資料12に基づき説明をお願いします。

保育幼稚園課長 それでは、(6) 議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市立幼稚園における園医等の委嘱について)、資料12に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料12により説明)

教育長 ただ今の(6) 議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市立幼稚園における園医等の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 信楽幼稚園の薬剤師について、薬局が甲賀薬局水口店となっておりますが、これは水口から信楽にいられているということですか。

保育幼稚園課長 そうです。

委員 もし、薬が必要になってきた場合は水口まで行かないといけないということですか。

保育幼稚園課長 そうではございません。このような薬剤師の体制を組んでいただいたということですか。

委員 薬剤師会の中で、このような人選が行われたということですか。

保育幼稚園課長 はい、そうです。

委員 距離があるということで困るようなことは起こらないのでしょうか。

保育幼稚園課長 現在のところ、特に距離があるということで支障があるということとは確認しておりませんが、そのようなことがないように配慮させて

いただきます。

委員 例えば、幼稚園や保育園で、このような場合どのように対処したら良いのか判断に困ることや、緊急なことが起こる場合がありますが、そういった時に先生や薬剤師さんをご相談にのっていただけるのでしょうか。

保育幼稚園課長 園内の事故ということが、一番多くございます。特に園庭で遊んでいた時の事故が多くあるのですが、その場合は市に看護師が常駐しておりますので、事故報告を受け、保育士がどのような対応をすれば良いかということや、指示を出して対応しております。また、緊急の場合につきましては、当然ながら病院への搬送ということで対応しており、早急な受診等を勧奨させていただいております。

委員 直接、園医や薬剤師が関わるということではないのですか。

保育幼稚園課長 そうです。直接園医とやり取りをするのではなく、緊急時には近くの緊急対応できる病院へ、搬送対応させていただいております。

教育長 薬剤師さんが、学校現場で水質検査や空気の検査等で学校へ来ていただいて検査していただくことがございます。内科医さんですと内科健診で来られることもございますし、例えば緊急でインフルエンザ等臨時休校等の対応を相談しながら決めていくということもございます。

教育長職務代理者 この名簿については、子どもたちや保護者等に公表、周知はされているのですか。

保育幼稚園課長 保護者の方には嘱託医ということで、通知させていただいております。また、入園時にも連絡させていただいております。

教育長 小中学校については、どうでしょうか。

学校教育課長 学校につきましても、内科医・歯科医等について保護者へ周知させていただいております。

教育長 年度が替わったときに、職員紹介と併せて園医等の報告をさせていただいている場合が多いと思います。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんので、(6)議案第53号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市立幼稚園

における園医等の委嘱について) は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、(7) 議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市人権教育推進委員会委員の解嘱について)、資料13に基づき説明をお願いします。

人権推進課長 それでは、(7) 議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市人権教育推進委員会委員の解嘱について)、資料13に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料13により説明)

教育長 ただ今の(7) 議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市人権教育推進委員会委員の解嘱について)、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(7) 議案第54号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市人権教育推進委員会委員の解嘱について) は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、(8) 議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について)、資料14に基づき説明をお願いします。

人権推進課長 それでは、(8) 議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について)、資料14に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料14により説明)

教育長 ただ今の(8) 議案第55号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(8) 議案第55号臨時代

理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市人権教育推進委員会委員の委嘱について）は、原案のとおり承認することとします。

教育長 次に、（9）議案第56号甲賀市教育支援プロジェクト会議設置要綱の制定について、資料15に基づき説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、（9）議案第56号甲賀市教育支援プロジェクト会議設置要綱の制定について、資料15に基づき提案理由を申し上げます。

（以下、資料15により説明）

教育長 ただ今の（9）議案第56号甲賀市教育支援プロジェクト会議設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 第3条の構成員について、具体的な選出方法や基準等がありますか。

学校教育課長 （1）の学識経験を有する者については、現在大学の教授を1名検討しています。（2）民間企業等関係者については、人事関係に携わっておられる民間の関係者また教育関係者の検討をさせていただいています。（3）社会教育有識者については、まだ具体的には話をしていませんが、検討を進めているところです。（4）小中学校教職員については、公立に限らず私立の学校教職員という分野での参画も検討しているところです。

教育長 人事について検討しているところではありますが、個別の働きかけはこれからであるという現状です。

教育長職務代理者 第2条のプロジェクト会議の内容について、漠然とした内容なので、もう少し細かく細則等で決めて要綱をつくるという考えはないでしょうか。

学校教育課長 要綱につきましては、現要綱をもって進めて参りたいと考えておりますので、他に定めるということはありません。具体的にどのようなことを検討していくのかという部分では、やはり社会全体の価値観が多様化する中で、学校や教員に求められる役割というものもこれまで以上に多岐にわたっております。このため、教員が子どもと寄り添い

ながらしっかり向き合う時間を、効果的かつ効率的に活用していくためにはどうしたら良いのか、より良い子どもの育成を目指すために地域との連携や教育支援のあり方について検討協議をしていただこうと思っております。

委員 このプロジェクト会議は定期的に行われるのですか。

学校教育課長 現段階での予定ですが、年間3回程度を予定しています。

委員 絶対に協議して欲しいという内容はありますか。

学校教育担当次長 この会議については、4年を目途にしております。現在、子どもたちと寄り添える時間を見出していくことは困難で、子どもたちに十分寄り添えているとは言いがたい状況です。学校において、そのような時間が見出せるようお願いしているところですが、教員の思いだけでは限界がある状態です。学校の業務において、改善できる部分については改善していきたいと思っており、そうした部分のフォローも含め、構成員の方の意見をお聞かせいただき、検討協議をお願いしたいと思っております。まず1年目については、委員の方に現状を把握していただくことから進めてまいりたいと思っております。

委員 第7条に、庶務は学校教育課において処理するとありますが、教員が職場に何時に来て何時に帰るのか、また、どれだけ仕事を持ち帰っているのか等の現状を、学校教育課が情報提供した上で委員の方々に審議検討していただくということでしょうか。

学校教育担当次長 今、その辺りの情報をどのようにして学校教育課が把握するかということも検討しておりますが、できるだけ詳細なものを提供したいと思っております。学校へ実際に行っていただいて、状況を見ていただく方法もあるのですが、1日見ていただいただけでは現状はわかりませんので、しっかり学校教育課で把握を行い、情報を提供していきたいと思っております。

教育長職務代理者 第3条の(5)教育委員会が適当と認めるものとあるが、「適当」の表現について、他の表現がなかったのでしょうか。

学校教育課長 法務担当部局にも確認をとりまして、他の要綱・例規等に合わせて

の表現とさせていただきます。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんので、(9) 議案第56号甲賀市教育支援プロジェクト会議設置要綱の制定については、原案のとおり可決することとします。

教育長 次に、(10) 議案第57号佐山学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱について、資料16に基づき説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(10) 議案第57号佐山学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱について、資料16に基づき提案理由を申し上げます。

(以下、資料16により説明)

教育長 ただ今の(10) 議案第57号佐山学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(10) 議案第57号佐山学区幼保・小中学校再編検討協議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することとします。

教育長 次に、4. その他、連絡事項に移ります。担当から日程の確認等ありましたら報告をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) (1) 平成29年第8回(5月定例)教育委員会につきましては、平成29年5月26日(金)午前10時から開催したいと思います。また、(2) 平成29年第6回教育委員会委員協議会につきましては、平成29年5月15日(月)の午前10時から開催させていただきます。テーマといたしましては、ICT教育整備にかかる機器について、「甲賀の人権教育基底プラン」改訂版(案)の報告について、市内小中学校における児童生徒の状況についてを予定しております。

教育長 会議が続けて予定されております。委員各位には大変お忙しい中ではありますが、ご出席を賜りますようよろしく願いいたします。以

上をもちまして平成29年第7回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午前11時05分〕